ビジネスマッチング展示会開催・出展事業費補助金

市内中企業者が展示会又はオンライン展示会に出展する際にかかる経費の３分の２以内の額（上限２０万円）を補助金として交付します。また、展示会を開催する事業者に対し、開催にかかる経費の２分の１以内の額（上限５０万円）を補助金として交付します。

対象事業者、奨励金の額、交付要件等

出展事業費補助

１.対象事業

⑴ 展示会又はオンライン展示会に出展する事業者

※ 展示会は県外及び海外で開催されるものが対象

２.対象事業者

⑴ 市内に本社がある中小企業者であり、かつ市内に事業所を有するもの（小売業を除く）

※ 市税の滞納がないもの

３.対象経費

中小企業者が主催者等へ直接支払う次に掲げる経費

⑴ 小間料及びブース賃借料（オンライン展示会にあっては、登録料、参加料等）

⑵ 出展負担金

⑶ 展示会装飾費（オンライン展示会にあっては、当該展示会で使用するコンテンツ作成費）

⑷ 備品借上料

※ 補助対象経費が７５，０００円未満の場合は、補助金交付の対象となりません。

４．補助額

補助率：３分の２以内

上　限：２０万円

５．申請期限

展示会開催の１０日前まで

※ 申請は１事業者当たり同一年度２回まで

開催事業費補助

１.対象事業

以下のいずれにも該当する展示会の開催

⑴ 開催規模が３０社以上

⑵ 全出展者数のうち市内に事業所を有する割合が２０％以上

⑶ 開催場所が県内であること

２.対象事業者

⑴ 商工団体（伊勢崎商工会議所又は群馬伊勢崎商工会）

⑵ 市内に支店を置く金融機関

３.対象経費

展示会開催に必要な経費

⑴ 会場使用料

⑵ 設営及び事業費用（会場設営費用、備品等の借上げ、購入費用、ウェブサーバーの借上げ費用等）

⑶ 周知費用（ポスター、チラシの印刷製本費、広告宣伝費等）

⑷ その他市長が認める経費

※ 出展料金等の収入がある場合は、これを差し引いた額が対象経費となります。

４．補助額

補助率：２分の１以内

上　限：５０万円

５．申請期限

展示会開催の１０日前まで

※ 申請は１事業者当たり同一年度２回まで